平成２３年（フ）第２１８６号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼688番地
債務者　川崎あづさ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５号
岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍5292番地１、前住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍847番地４
債務者　田原　政行
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６９号
岡山市東区瀬戸町坂根260番地
債務者　田坂　大地
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２号
大分県中津市大字植野136番地３
債務者　福田　朱美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第９７４７号
東京都新宿区西落合３丁目10―２―303
債務者　谷口　直也
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９５号
東京都中野区弥生町１丁目16―２―301
債務者　大嶋　恵美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００７５号
東京都杉並区荻窪３丁目28―12―201
債務者　後藤　　段
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１１７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目２番56号
債務者　佐藤　秀義
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８１号
静岡市駿河区手越447番地の11
債務者　高橋　勝広
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９９４号
東京都八王子市松木31番地８ＭＩＳH103号
債務者　板橋　純一
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１００号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林348番地５
債務者　右井ユウ子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２８８号
青森市奥野１丁目14番27号　ハイツシンフォニー202号
債務者　相内　静香
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
栃木県那須塩原市東豊浦23番地124　泉ハイツ東ウイング202号
債務者　森田　真弓（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８９９号
東京都町田市野津田町3430番地25
債務者　石崎　　忠
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９００号
東京都町田市野津田町3430番地25
債務者　石崎　明子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０６２号
東京都国分寺市戸倉４丁目24番地都営戸倉４丁目アパート１―201
債務者　田中　啓仁
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部